

滋賀県自動車健康保険組合公告

令和7年2月18日
公告第 552 号

滋賀県自動車健康保険組合
理事長 和田 一 浩

《公告事項》

任意継続被保険者の標準報酬月額について

《公告内容》

健康保険法第47条第2号に規定する令和6年9月30日における、当組合の全被保険者の平均標準報酬月額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの任意継続被保険者の標準報酬月額を次のとおり定め、令和7年4月1日から適用します。

- 当健康保険組合の令和6年9月30日における
平均標準報酬月額

360,003円

- 健康保険法第47条第2項の規定に基づく
標準報酬月額

360,000円